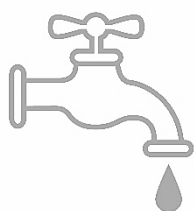


島本町 水道手続き ガイド

SHIMAMOTO TOWN
WATER SERVICE
GUIDEBOOK





島本と、おいしい水道水。

水道水がおいしいのは地下水から作られているから。

専門家は、急峻な渓谷、地質、樹種の豊富な森林、土壌などさまざまな要素が地下水に影響しているといいます。現在、島本の水道水の9割は、この地下水を活用しています。

昭和34年に旧水無瀬浄水場から始まった水道事業。

みなさまに、おいしい水道水をお届けします。

島本の地下水と、水道水。



01 古くから親しまれてきた、良質な地下水。

かつて、安土桃山時代に千利休がこの地の水を愛し、秀吉のために茶をたてました。水無瀬川の伏流水を水源とする名水は、府内で唯一の名水百選にも選ばれています。

島本町の水道水は、この名水と水源を同じくする地下水を9割使用しています。

02 島本町の水道事業の始まり。

島本町の水道は、昭和34年に旧水無瀬浄水場から給水人口16,000人、一日最大給水量3,200m³で水道事業を開始しました。当時から、深井戸から汲み上げた地下水を水源としています。地下水は、水量・水温・水質が安定していることが特徴で、この地下水から島本町の水道水を作っています。



03 水道水は、地下水9割。

現在は地下水を9割と、非常時等に備え水源を複数化する目的で、淀川を水源とする大阪広域水道企業団から受水した高度浄水処理水1割を混合し、町内に配水しています。

また、大森浄水場で処理する原水（地下水）がとても良質のため、浄水処理で使用する薬品の使用量は少量で処理しています。

04 「白い跡」は、ミネラルが豊富な証。

水道水に含まれるミネラル成分は、硬度（カルシウムイオンとマグネシウムイオンの合計値）で表されます。島本町の水道水の硬度は80mg/Lで、日本では軟水に分類されています。ミネラルが適量に含まれていると、水の味は「まろやか」に感じられ、適度な飲み応えと美味しさを感じられると言われています。ただ、水が蒸発することで白い跡に残ることも。水分をこまめにふき取ることで、ミネラル分の付着を防ぐことができます。



引越し等に伴う水道のお手続き

1 水道の使用に関する給水契約（定型約款）

契約内容の詳細については、島本町水道事業条例および島本町水道事業条例施行規程（定型約款）を島本町ホームページに掲載しています。ご確認ください。

島本町ホームページ（定型約款）



2 各種お手続き

		開栓	閉栓	名義・送付先変更
申込方法	Web	 (1週間前まで)		
	電話	上下水道部 業務課（075-962-6306）までご連絡ください。		
確認事項	<input type="checkbox"/> 開栓・閉栓場所の住所 <input type="checkbox"/> 使用者様の氏名、電話番号 <input type="checkbox"/> 水栓番号（表札に記載）またはメーター番号（メーターの蓋に記載） ※同じ住所でメーターが複数ある場合は特定のために必要となります。 <input type="checkbox"/> 転居先のご住所（※閉栓のみ）		<input type="checkbox"/> 水道の使用者番号または利用場所の住所 <input type="checkbox"/> 現在の使用者氏名 <input type="checkbox"/> 変更後の使用者氏名または送付先住所 <input type="checkbox"/> 電話番号	
注意事項	<ul style="list-style-type: none">使用を開始する2営業日前までに、申してください。水道の定型約款をご確認ください。マンションなどで一括して契約している場合は管理者（建物所有者、不動産管理会社など）へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none">閉栓日が検針日以降の場合は、毎月の検針分の請求の他に最終の検針日から閉栓日までの水道使用料の請求があります。日付を遡っての閉栓は、メーターの確認ができないためできません。	<ul style="list-style-type: none">引落とし口座の変更は上下水道部窓口ではできません。（くわしくは下記参照）	

3 引落とし口座の変更

新しく口座振替をする取扱金融機関の窓口で申してください。

金融機関から承認通知書が業務課へ届きましたら口座の変更をします。

取扱金融機関などの詳細は「水道料金のお支払」ページからご確認ください。

水道料金のお支払いには、便利な

口座振替・クレジットカード継続払いをぜひご利用ください！



水道メーターの検針について

みなさんの水道料金などを算定するため、1か月に一度、検針員が水道メーターを検針しています。その際に「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）をポストに投函しますので、ご確認ください。

ご使用水量等のお知らせ

7年 9月検針分 検針日 7年 9月 5日

ご使用者名、使用場所 検針員上下水道部

島本 太郎 様
広瀬〇丁目△× □□マンショ
ン

1 1 使用者番号 0099-9999-9999-85

メータ番号 29-505.2 水栓番号:0027955

2 2 上水種別一般用 下水種別一般下水 口径 20 mm

今回指示数(A) 11 m³

前回指示数(B) 1 m³

旧メータ使用水量(C) 0 m³

3 3 今回使用水量(A)-(B)+(C) 10 m³

(参考)前回水量 0 m³ 前年同期水量 0 m³

下水使用水量 10 m³

水道料金 1,386 円

(内消費税等相当額 10% 126 円)

下水道使用料 814 円

(内消費税等相当額 10% 74 円)

4 4 請求予定額 2,200 円

(内消費税等相当額 200 円)

口座振替日又は納期限 10 月 28 日

5 5 障害物があり検針できず認定しました

口座振替済のお知らせ

年 月 分
(振替日 月 日)

使用水量 m³

水道料金 円

下水道使用料 円

合計金額 円

(内消費税等相当額 円)

上記金額を口座振替させて頂きました。ありがとうございます。

島本町上下水道事業 島本町長

島本町上下水道部 業務課 (TEL) 075-962-6306

島本町水道事業 T9800020002408

島本町下水道事業 T2800020004988

1 使用者番号

お客様ごとの特定番号です。お問い合わせの際、お知らせください。

2 水栓番号

クレジットカード継続払いの申込の際に必要な番号です。

3 今回使用水量

今回指示数から前回指示数を差し引いた数字が、今回使用水量となります。

4 請求予定額

ご使用になった水道料金と下水道使用料の合計金額です。

5 通信欄

障害物等で検針できなかった場合や漏水の疑いがある場合にお知らせいたします。

6 口座振替済のお知らせ

口座振替でお支払いの場合、振替済金額をお知らせします。振替日については、検針月の翌月 10 日に口座振替をします。

(注意) 10 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

7 適格請求書発行事業者登録番号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者登録番号です。水道料金・下水道料金の適格請求書として、ご利用いただけます。

メーターボックスの管理にご協力を

検針がスムーズに行えるよう、各家庭に取り付けられている、メーターボックスの管理をお願いします。特にメーターボックスのフタの開閉がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。

ご注意ください

- ・メーターボックスの周辺や上に、物や車などを置かない。
- ・メーターボックスの中などに水や泥などが入らないようにする。
- ・メーターボックスの周辺の植木などが、検針の妨げにならないようにする。
- ・犬などのペットは出入り口やメーターボックスから離れた場所につなぐ。
- ・増改築の際、メーターが床下や見えにくい位置にならないようにする。

※メーターの点検ができない場合は、島本町水道事業条例の規定に基づき、前数か月間の使用水量の平均で使用水量を認定し請求します。認定が続きますと正確な料金算定が出来なくなりますので、円滑な検針にご協力をお願いします。

水道料金表

水道料金表

【消費税抜き】

料率 種別	メーターの口径 又は水量	基本料金	従量料金		
			1㎡以上 10㎡以下	11㎡以上 30㎡以下	31㎡以上
一般用	25ミリメートル 以下	660円	1㎡につき 60円	1㎡につき 140円	1㎡につき 260円
	30ミリメートル	4,000円			
	40ミリメートル	8,100円			
	50ミリメートル	14,200円			
	75ミリメートル	38,000円			
	100ミリメートル	78,000円			
浴場用	100㎡まで	5,200円	101㎡以上、1㎡につき 55円		
臨時用	1㎡につき	570円			
散水用	1㎡につき	570円			
家事共用	各戸の給水管の口径に応じて本表を適用する。				

下水道使用料表

【消費税抜き】

区分	基本料金	従量料金				
		9㎡以上 30㎡以下	31㎡以上 50㎡以下	51㎡以上 100㎡以下	101㎡以上 300㎡以下	301㎡以上
一般用	8㎡以下	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき	1㎡につき
	520円	110円	130円	150円	180円	200円
公衆浴場用	1㎡につき 20円					

※ 上記表に定めるところにより算出した金額に消費税及び地方消費税(100分の110)を乗じて得た額を納付していただきます。

※ 使用水量が0㎡の場合でも、基本料金はかかります。

一般用・メーター口径25mm以下の場合

【消費税込み】

0m³～50m³の場合

使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
1	792	572	1,364	26	3,850	2,750	6,600
2	858	572	1,430	27	4,004	2,871	6,875
3	924	572	1,496	28	4,158	2,992	7,150
4	990	572	1,562	29	4,312	3,113	7,425
5	1,056	572	1,628	30	4,466	3,234	7,700
6	1,122	572	1,694	31	4,752	3,377	8,129
7	1,188	572	1,760	32	5,038	3,520	8,558
8	1,254	572	1,826	33	5,324	3,663	8,987
9	1,320	693	2,013	34	5,610	3,806	9,416
10	1,386	814	2,200	35	5,896	3,949	9,845
11	1,540	935	2,475	36	6,182	4,092	10,274
12	1,694	1,056	2,750	37	6,468	4,235	10,703
13	1,848	1,177	3,025	38	6,754	4,378	11,132
14	2,002	1,298	3,300	39	7,040	4,521	11,561
15	2,156	1,419	3,575	40	7,326	4,664	11,990
16	2,310	1,540	3,850	41	7,612	4,807	12,419
17	2,464	1,661	4,125	42	7,898	4,950	12,848
18	2,618	1,782	4,400	43	8,184	5,093	13,277
19	2,772	1,903	4,675	44	8,470	5,236	13,706
20	2,926	2,024	4,950	45	8,756	5,379	14,135
21	3,080	2,145	5,225	46	9,042	5,522	14,564
22	3,234	2,266	5,500	47	9,328	5,665	14,993
23	3,388	2,387	5,775	48	9,614	5,808	15,422
24	3,542	2,508	6,050	49	9,900	5,951	15,851
25	3,696	2,629	6,325	50	10,186	6,094	16,280

※使用水量が0m³の場合でも、基本料金はかかります。(水道料金：726円＋下水道使用料：572円＝1,298円)

島本町の水道料金は高いの？安いの？

水道料金は、みなさまにご負担いただく基本料金と使用水量に応じて算出する従量料金の合計金額となります。

家庭用で比較すると、島本町の基本料金は、大阪府総平均より低く、1ヶ月20m³の水道料金も、大阪府総平均より少し低い料金になっています。(「令和5年度大阪府の水道の現況」より)

【家庭用 水道料金】

	基本料金 (円)	20m ³ の水道料金 (円/月)
島本町	726	2,926
府総平均	823	2,942
※府内 平均	820	2,961
北摂地域 平均	952	3,074

※大阪市を除く



※大阪市を除く

水道料金のお支払

料金は、1 か月に一度検針したご使用水量に基づき、毎月お支払いいただきます。下水道供用地区のみなさまへは、下水道使用料もあわせて請求します。

口座振替

口座から毎月自動的に料金が引き落としされる制度です。検針月の翌月 10 日に口座振替をします。
(注意) 10 日が土曜日・日曜日・祝日などの場合は、翌営業日となります。

■ 手続方法

口座振替取扱金融機関の窓口で申込手続きをしてください。口座振替申込用紙は、取扱金融機関にあります。金融機関に申込用紙がない場合は自宅へ郵送しますので、業務課へご連絡ください。

口座振替取扱金融機関

りそな銀行	京都銀行	北おおさか信用金庫	ゆうちょ銀行
高槻市農業協同組合	京都信用金庫	京都中央信用金庫	三菱 UFJ 銀行



申込に必要なもの

- 印鑑（金融機関取引印）
- 使用者番号がわかるもの（「ご使用水量等のお知らせ」または「納入通知書兼領収書」）

クレジットカード継続払い

■ 手続方法

Web にて申込をお願いします。申込サイトにアクセスして申請してください。
※1 回のお支払金額が 3 万円を超える場合、クレジットカード継続払いはご利用いただけません。

Web
申込



申込に必要なもの

- 使用者番号、水栓番号のわかるもの
(例) 水道料金下水道使用料納入通知書、ご使用水量等のお知らせ (検針票)
- 以下のブランドロゴが付帯されたクレジットカード
(VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)

納入通知書でのお支払い

検針月の 20 日 (前半検針地区) または 28 日 (後半検針地区) に納入通知書を送付します。
納入期限は納入通知書に記載していますので、期限内に納付をお願いします。
※納入通知書の送付日が、土曜日・日曜日・祝日の場合は前営業日に送付いたします。

■支払窓口

	島本町上下水道部窓口（上下水道部庁舎）	島本町役場指定金融機関（りそな銀行派出所）
住所	島本町広瀬三丁目 11 番 24 号	島本町桜井二丁目 1 番 1 号（役場 2 階）
開庁時間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午後 0 時、午後 1 時～午後 4 時

取扱金融機関

りそな銀行	京都銀行	北おおさか信用金庫	高槻市農業協同組合
京都信用金庫	京都中央信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局（近畿 2 府 4 県）	

コンビニエンスストア（令和 8 年 3 月現在・順不同）

ローソン	ファミリーマート	セブン-イレブン	ミニストップ
ポプラ	生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストアー		ヤマザキスペシャルパートナーショップ	

（注）ウエルシアは収納窓口サービス取扱店表示のある店舗のみ

コンビニの営業時間内であれば、曜日に関わらず、全国どこでも納付できます（現金のみ）。

※以下のものは取り扱いできません

- ・納入期限を過ぎた納入通知書、金額を訂正したもの、バーコードの印字がないもの
- ・バーコード部分の汚れや破れなどにより、バーコードが読み取れないもの
- ・納入通知書 1 枚あたりの金額が 30 万円を超えるもの（30 万円を超える納入通知書は、バーコードの印刷無し）

アプリ決済

PayPay・PayB・auPAY・楽天銀行コンビニ支払サービス・銀行 Pay がご利用いただけます。



申込に必要なもの

- 「コンビニ収納用バーコード」が印刷された納付書
 - 決済アプリをインストールしたスマートフォンなど
- 決済アプリの詳細な操作方法是各社ホームページをご確認ください



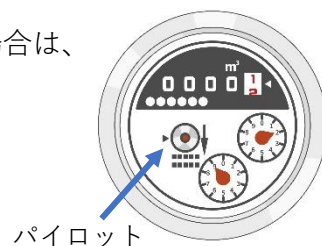
※ご利用の際の注意事項

- ・領収証書は発行されません。支払後に通知メール（メッセージ）が送信されます。通帳への記入や領収証書を必要とされる場合は口座振替、金融機関やコンビニエンスストアなどでの窓口払いをご利用ください。
- ・1 枚あたりの金額が 5 万円未満の納付書のみとなります。納入期限切れの納付書はご利用いただけません。
- ・バーコード部分の汚れや破れなどにより、バーコードが読み取れないものはご利用いただけません。
- ・パソコン・フィーチャーフォン（ガラケー）による納付はできません。
- ・メンテナンス等により利用できない時間帯があります。利用不可能な時間については、各社ホームページでご確認下さい。

漏水・修繕

水をいつもより多く使った覚えがないのに、使用水量が大幅に増加している場合は、漏水している可能性があります。

じゃ口をすべて閉めてから、水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットがまわっている場合は、漏水している可能性が高いです。



漏水の可能性がある場合は

お客様ご自身で「島本町指定給水装置工事事業者」へ調査または修繕を依頼してください。

※水道メーターより家側の給水装置はお客様の私有財産になりますので、修繕などにかかる費用はお客様の負担になります。

島本町指定給水装置工事事業者については、町のホームページに掲載している「島本町指定給水装置工事事業者一覧表」をご覧ください。



《町ホームページ》

漏水による水道料金減免制度

下記の減免の要件を満たす場合は、水道使用料金の一部を減免する制度があります。修繕完了日から3か月以内に、申請書及び添付書類を業務課へ提出してください。

【減免の要件】

- ① 漏水月の使用水量が漏水月前3か月の平均使用水量の2倍を超えるとき
 - ② 漏水月の使用水量が前年度同期の使用水量の2倍を超えるとき
 - ③ ①と②によって判断できない場合は、漏水修繕完了後3か月の平均使用水量の2倍を超えるとき
- 《以下のような場合は減免の対象外です》

・島本町指定給水装置工事事業者以外の業者で修繕された場合

- ・同一箇所の破損などによる漏水
- ・給水装置工事完了後6か月以内で、当該工事の瑕疵に起因した漏水
- ・お客様や第三者の故意または過失による漏水
- ・無届で施工した給水装置からの漏水
- ・漏水している事実を知らず修繕を速やかに行わなかった場合
- ・じゃ口の閉め忘れなどの不注意によって、接続している器具類から水が漏れていた場合

【申請に必要な書類】

- 申請書 ※ 押印不要 (様式は町ホームページに掲載。業務課窓口にも設置しています。)
- 漏水箇所の修繕料の請求書または領収書の写し (指定給水装置工事事業者で修繕された場合)

水道メーターより道路側の水漏れ

上下水道部まで連絡をお願いします。故意または過失による破損の場合を除き、上下水道部の負担で修繕します。

修繕にかかる法面^{のりめん}、芝生、植木または構造物（コンクリート、タイル、大理石、石垣、建築物）の復旧はお客様で実施（有料）していただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

ご注意ください

冬場の水道凍結

冬になって、気温がマイナス4℃以下になると、給水管や水道メーター、じゃ口が凍り、水が出なくなったり破裂したりする水道の凍結事故が急増します。気象予報などに注意して、凍結に気を付けましょう。

凍結しやすい水道は

- ・北向きのところにある
- ・風あたりが強い
- ・屋外にある
- ・むき出しになっている
- ・中高層住宅の高架水槽やこれに水を送る給水管など



凍結を防ぐには

屋外の給水管やじゃ口には、布切れや専用の保温材料をビニールテープですき間なく巻いてください。



凍結して水が出ないとき

じゃ口を開け、凍った部分にタオルか布をかぶせ、じゃ口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。

熱湯を急かけると、ひび割れや破裂することがあります。



破損やひび割れしたとき

メーターボックスの止水栓を閉めて、水が止まったことを確認してから、島本町指定給水装置工事業者に修理をお申し込みください。



《町ホームページ》



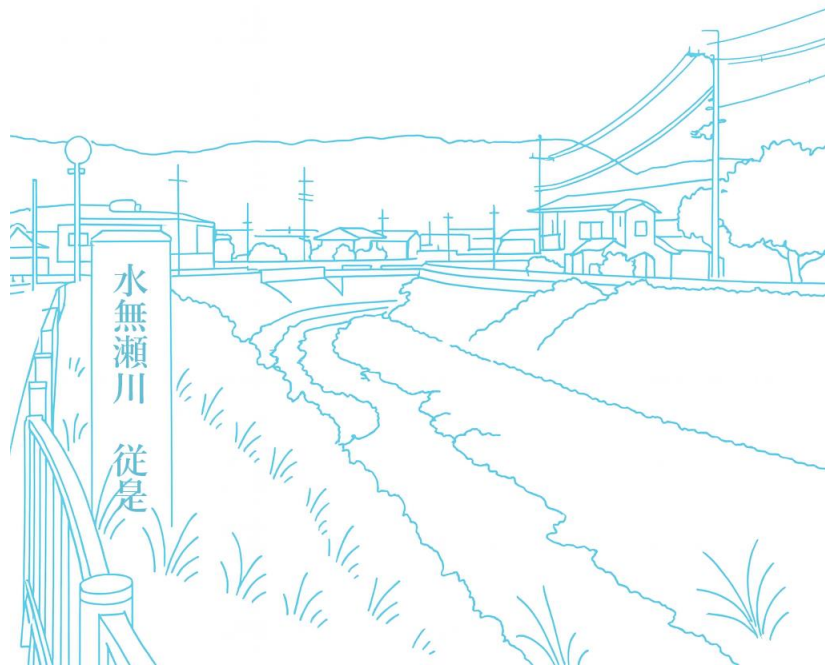
破裂事故による漏水は、貴重な水が無駄になるだけでなく、漏水分も水道料金に加算されますのでご注意ください。万一、破裂事故により通常の使用水量より多くなったときは、水道料金を減免できる場合がありますので業務課へご相談ください。

悪質な訪問販売にご注意を！

皆さまのご家庭に電話や直接訪問して「お宅の水道管を洗います」などと言って洗管し、法外な代金を請求するという悪質なケースがあります。上下水道部では家庭内の水道管を洗って料金を請求することはありません。

また、水道水の水質検査と称して、高額な浄水器を売りつける「悪質な訪問販売」も後を絶ちません。特別な要請がない限り、上下水道部が各家庭や事務所への水質検査は行いません。身分証明書を確認するなど十分ご注意ください。ご不審なことがありましたら、上下水道部まで問い合わせてください。





島本町 上下水道部 業務課

〒618-0011 大阪府三島郡島本町広瀬三丁目 11 番 24 号

月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く） TEL：075-962-6306 FAX：075-962-6307

発刊／令和 8 年 3 月

制度の内容などが変わることもありますので、ご利用の際にはホームページ等で最新の情報を確認してください。